

大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程を公布する。

平成24年 3 月 30 日

大阪広域水道企業団

企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第10号

大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員就業規則（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第2条 （略） （1）・（2） （略） （3）所属長 <u>経営管理部長</u>、事業管理部長、浄水場長、送水管理センター所長、水道事業所長及び水質管理センター所長 （特別休暇） 第25条 （略） 2 （略） 3 前項の規定により特定休暇の残日数に生じた1時間未満の端数については、当該残日数の<u>全て</u>を受けるときに限り、当該1時間未満の端数を受けることができる。 （部分休業） 第26条 （略） 2 （略） 3 <u>前条第1項第16号</u>の規定による特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4 （略） 第29条 （略） <u>第29条の2 前条第2項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員のうち交替制勤務職員であるもの（以下「再任用交替制職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1箇月以内に別に定める期間につき1週間当たり23時間とする。</u> <u>2 前条第5項の規定にかかわらず、再任用交替制職員の勤務の割り振りは、原則として別表第7の2のとおりとし、その編成については、所属長が定めるものとする。</u>	（定義） 第2条 （略） （1）・（2） （略） （3）所属長 <u>経営企画部長</u>、事業管理部長、浄水場長、送水管理センター所長、水道事業所長及び水質管理センター所長 （特別休暇） 第25条 （略） 2 （略） 3 前項の規定により特定休暇の残日数に生じた1時間未満の端数については、当該残日数の<u>すべて</u>を受けるときに限り、当該1時間未満の端数を受けることができる。 （部分休業） 第26条 （略） 2 （略） 3 <u>前条第16号</u>の規定による特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4 （略） 第29条 （略）

(休暇又は欠勤の取扱い)

第30条 (略)

2 前項の終日とは、第29条第4項の規定により定められた勤務時間の全部をいう。

(勤務報告書)

第50条 所属長は、所属職員の前月分の勤務報告書を毎月10日までに経営管理部長に提出しなければならない。

別表第7 (略)

別表第7の2 (第29条の2関係)

日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
勤務の割り振り	昼勤務			夜勤務			週休日

(休暇又は欠勤の取扱い)

第30条 (略)

2 前項の終日とは、前条第4項の規定により定められた勤務時間の全部をいう。

(勤務報告書)

第50条 所属長は、所属職員の前月分の勤務報告書を毎月10日までに経営企画部長に提出しなければならない。

別表第7 (略)

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。